

部落史研究の成果を組み込んだ社会科歴史授業の開発

—小学校歴史教科書の分析と授業開発を中心にして—

Development of the social studies history class that incorporated the result of the history of village study

— Mainly on analysis and the class development of the elementary school history textbook—

米田 豊

KOMEDA Y u t a k a

近年、歴史学やとりわけ民俗学、文化人類学の研究成果が、小・中学校の社会科の教科書記述に反映されようになってきた。部落史研究の分野においても、その研究成果は、「土農工商穢多非人」という身分の序列や、被差別部落の近世政治起源説の根拠となる幕府による分裂（分断）支配政策の見直しとなって現れている。

しかし、学校教育現場における部落史研究の成果を組み込んだ社会科授業についてはどうであろうか。「土農工商穢多非人」で身分の序列を説明したり、近世被差別部落の貧困を扱ったりする誤った歴史認識による実践が行われているのではないだろうか。このことは、部落史研究の成果が教科書の記述に的確に反映されていないことが一因として考えられる。

そこで、本研究において、歴史学者における近年の部落史研究の成果をもとに、現在使用されている社会科歴史教科書と学校現場における部落史研究の成果を組み込んだと想定される授業実践の分析を行う。そして、その成果をもとにして、近年の部落史研究の成果を組み込んだ社会科授業の開発を行う。

キーワード：部落史研究の成果、社会科歴史教育、教科書記述、授業分析、授業モデルの開発

Key words : History of buraku study, Social studies history education, Textbook description, Class analysis
Development of the class model

序論

1 問題の所在

社会科教育の目標の一つは、社会諸科学の研究成果を組み込んで社会認識形成を行うことである。とりわけ、社会科歴史教育においては、歴史学、民俗学、文化人類学等の研究成果を組み込むことが大切である。教科書執筆者は、このような研究成果を教科書記述に反映させようとする。しかし、部落史研究の成果が教科書に的確に反映されていない。当然、部落史研究の成果を組み込んだ教育現場の社会科歴史授業はほとんど行われていない。

奈良県立同和問題関係史料センターをはじめとして、部落史の見直しのための調査研究が行われ、研究成果を発表している。（『同和教育の手引き第34集同和教育資料 部落問題学習の充実を目指して—「部落史の見直し」と教育内容の創造—』奈良県教育委員会 1992.03）部落史の見直しを理念として主張することは盛んに行われている。しかし、日々の社会科の授業の中での部落史の見直しを組み込んだ実践は見られない。

2 研究の目的

本研究の目的は、歴史学研究（教科内容の研究、とりわけ部落史研究）の成果を組み込んだ社会科歴史授業の開発をすることである。

3 研究の方法

本研究では、歴史学の研究者（教科内容の研究者）と社会科教育の研究者（教科教育）が共同研究を進める。研究方法は、次のとおりである。

- (1) 筆者の論文『部落史研究の成果を組み込んだ社会科内容論—近世を中心として—』（①、以下「米田論文」）をもとに、近世における部落史の分析視点を設定する。
- (2) (1) の分析視点をもとに、歴史学の研究者による近年の部落史研究の成果を分析、検討する。
- (3) (1) の分析視点をもとに、教科書記述の変遷、先行授業実践の分析、検討をする。
- (4) (2) (3) を踏まえ、部落史研究の成果を組み込んだ小学校歴史教育の授業モデルの開発を行う。

第I章 近世における部落史の分析視点

本章では、「米田論文」をもとに、部落史研究の成果が組み込まれていると想定される、現在使用されている教科書記述と先行授業実践を分析するための視点を設定する。

1 これまで理解されてきた被差別部落の歴史

「米田論文」において、これまで理解されてきた被差別部落の歴史を近世に限定して、次のように整理した。

江戸時代の初め、徳川幕府や諸大名は、自己の権力を維持し、安定・強化させるために「士農工商」という身分制度を創り出し、重い年貢や運上・冥加金等の納入に苦しむ「農工商」たちの不満をそらすため、「えた・ひにん」という最下層の被差別身分（賤民）を置いて分断支配を行った。

そして、「えた・ひにん」については、田畑を持つことを認めず河原や低湿地、崖の下など悪条件の土地に強制的に住まわせるともに入会権や水利権などの生活に必要な権利を持つことを認めなかった。

さらに、当時の人々に忌避されていた「死牛馬の処理」の業務を強要したため、「えた・ひにん」は苛酷な差別を受け、低位・悲惨な生活を余儀なくさせられた。(①,pp.62-63)

上記のような近世被差別部落の歴史の理解から、見直されてきた部落史を①被差別部落の成立時期、②分裂（分断）支配政策、③近世の諸身分と序列、④経済の問題とした。

2 見直された部落史の整理

「米田論文」において論じた、見直された部落史の歴史を示す。

(1) 被差別部落の成立時期

被差別部落の成立時期について、次のような研究成果がある。

奈良県にかぎってみた場合でも、ほとんどの被差別部落は、戦国時代までには現在地周辺に集落を形成していたことが確かめられていますし、いくつかの被差別部落については、その集落形成の時期を鎌倉～室町時代までに確実に遡及できるのです。(②,p.15)

寺木信明は、被差別部落の成立時期について、自身の見解を以下のように整理している。

被差別部落の起源は、時期的には近世初頭に求められること。部落史から見た中世の「河原者」等の賤視・不浄視身分の一つは前近代の被差別部落の「前身」あるいは「歴史的前提」あるいは「前近代の被差別部落に組み込まれた社会的系譜の一流源」としてとらえること。したがって、「河原者」などの発生は、被差別部落の起源ではなく、被差別部落の「前身」にあたる身分の起源を意味するという。もちろんこの「前身」の起源・変遷・前近代の被差別部落との関連などを研究することは、部落の起源研究には欠かせないということ。(③,p.164)

畑中敏之は、被差別部落の起源を中世に求めることを単なるルーツ探しと批判する。しかし、中世の「河原者」などが全く被差別民衆に組み込まれなかったことは論証できていない。寺木の論のように、中世において、被差別部落の「前身」にあたる身分の起源があったことは、立証できている。しかし、近世被差別部落の起源について、部落史研究の定説が得られていない。したがって、現在のところ以下のようにとらえることとする。

おそらく、多くの被差別部落は中世末期に起源を持つ。

(2) 分裂（分断）支配政策

次に検討されなければならないのは、近世被差別部落の成立事由である。権力の意図、いわゆる「分裂（分断）支配政策」の見直しである。「直接的に被差別民や集落の創出につながる政策を用意したことは全く確認されていない」(②,p.15)のである。近世になって、突然権力者によって、政治的な目的で集落や身分は創れない。近世初頭には分裂（分断）支配の意図はなかった。身分形成が先にあり、それが権力によって身分制度に再編制されていくと考えるべきである。近世中・後期になると、幕藩体制の動揺に伴う身分制度の引き締め策が実施される。これは分裂（分断）支配政策にあたるであろうか。

(1) でみたように、近世初頭では史料が得られず、従来の分裂（分断）支配政策について実証できない。し

かし、近世中・後期には被差別民に対する法令が出される。それを幕府と藩に分けて整理・検討する。

① 幕府から

- ・ 1720年、「えた」の納めた年貢は「穢れたる物」として皆金納を命じた。(『徳川禁令考』前集第四)
- ・ 1769年、「浪人鉢」の取り締まりに「えた・ひにん」を動員する政策をとる。(『徳川禁令考』前集第五)
- ・ 1778年、初めて全国の被差別部落を対象とした取り締まり発令する。(「穢多非人風俗之儀ニ付御触書」『徳川禁令考』前集第五)(④,p.106:筆者要約)

② 藩から

表 I 各藩からの禁令

年代	藩名	内容
1683	豊浦藩	「えた」の衣類は木綿(帷子だけは麻布)に限定
1699	徳島藩	「えた」の衣類は百姓より粗末なものに強制
1680	大坂奉行所	「ひにん」の売る衣類を買った者は盗人
1693	大垣藩	「えた・ひにん」の宗門改帳を別帳化
1695	幕府領更池村	村を竹垣で囲む。元日に太夫として門付に出ない。
1696	宇和島藩	「えた・ひにん」の宗門改帳を別帳化
1726	鳥取藩	「えた頭」が頭巾・高下駄で追放の処罰
1728	豊前小倉藩	「えた」は雨天日は竹の皮笠、普段はかぶりものなし。
1737	長州藩	「えた」は茶筌髪、女は「折りわけ」
1738	小諸藩	「えた」は「平人」の家に上がらない。
1780	土佐藩	「えた」が町方に出た場合は昼七ツ時に帰る。
1784	薩摩藩	「えた」と百姓の縁組は罰金を課す。
1784	長州藩	「平人」と交わった「えた」は島流しとする。
1800	金沢藩	「藤内」に視して「平人」と交わることを禁止する。

①②のことから、次のことが分かる。

- i 藩令の出る前から被差別民衆に対して、藩(令)による風俗規制が行われている。
- ii 各藩が申し合わせて、差別政策を実行したとは考えられない。藩によって風俗規制をしなければならないほど、民衆の(経済的)成長(抵抗)が全国的であったことがうかがわれる。

つまり、これらの差別政策は、経済的に成長してきた民衆を支配するためのものである。(経済的な成長については(4)で詳述する。)しかし、結果としてこの政策は、民衆の間に反目の差別感情を形成させた。このことは、寺木の示した次の事例により知ることができる。

1786(天明6)年に福山藩で全藩一揆がおこった際、福山藩城下近在の三部落の人々が「えた頭」の指導のもと鎮庄の最前線に立たされた。そのため怒った百姓たちは、「憎き穢多などが、御百姓にむかって失礼慮外を致すならば、一々うち殺し、犬の餌食になすべし」(『安部野童子問』)とののしったという。(⑤,p.114)また、明治初期の「解放令」反対一揆にみられる根強い差別感情からもうかがうことができる。

以上のことから、幕藩権力が目的として、分裂(分断)支配政策をとったのではなく、結果として民衆の間に反目の差別感情が浸透し、民衆が分断されたと捉えるべきである。

中世末から身分が、次第に幕藩権力によって身分制度に編制されたのである。しかし、そこには分裂(分断)支配の意図がみいだせない。分裂(分断)支配政策については、次のように史観を転換すべきである。

近世中・後期になると、幕藩権力による差別的な民衆支配が強化された。そして、結果として民衆の間に反目の差別感情が浸透し、近世被差別部落民衆が分断された。

(3) 近世の諸身分と序列

「士農工商、さらに低い身分の人々」「士農工商、えた、ひにん」を単純に配置した構造図やピラミッド型の図式の問題点が指摘されて久しい。

研究者の見解を整理する。畑中は、「近世の身分制は、全体としては、武士・『平人』・『賤民』の三つの身分層で成り立っていた」(⑥,p.32)としている。

寺木は、上杉聰、栗田元次、滝川政次郎、石井良助、児玉幸多、後藤陽一の研究を整理している。その主張を

要約すると、次のようになる。

- ① 工と商を上下に分ける見解は皆無である。両者には通婚の制限はなかった。同一の町人身分として捉えられていた。
- ② 百姓身分と町人身分も横並びであった。
- ③ 漁師などの海の民・川の民および杣などの山の民に位置付けが欠落していた。藩によっては百姓身分であった。(③,p.43:筆者要約)

寺木の論は近世の諸身分を網羅している。被差別民衆は職業や役負担の視点から「賤視・不浄視身分」とみなされたから「社会外」に置かれた点を重視している。門田秀夫は、「基本身分」と「賤民身分」にわけてとらえ両者に支配階級があったとし、横並びにしている。(⑦,p.42) 構造図として描くには、今後の研究成果を待ちたい。

現代の段階では、近世の諸身分と序列を次のように捉えておく。

- i 支配身分として武士が存在し、その中にも階級があった。
- ii 被支配身分として、百姓・町人(職人・商人)えた・ひにんが存在した。
- iii 被支配身分の中にも支配層が存在し、階層があった。

(4) 経済力の問題

被差別部落は超歴史的に貧困であったという説は、以下のように整理できる。

- ① 田畑を持つことを許されなかった。
- ② 悪条件の場所に強制的に居住させられた。
- ③ 入会権や水利権が認められなかった。
- ④ 「死牛馬の処理」を強要された。

これらのことに関して、現在までの部落史研究の成果を奈良と奈良以外に分けて整理する。

表Ⅱ 近世被差別部落の経済力

	奈良の事例	奈良以外の事例
(a)	所持する田畑は狭小なものではなく、品等も劣悪ではない。	関東・関西を問わずほとんどの地域で農業にたずさわっていた。
(b)	少なくとも江戸時代以降では実証できない。経済力の安定→人口の急増→集落規模の拡大→年貢の賦課されない土地へ→水の確保しやすい土地へ(草場権)	17世紀中頃から後半にかけて、京都の一部落・大坂近郊の渡辺村をはじめとして、各地で部落のより劣悪な場所への強制移転が行われている。
(c)	そうした事例は全く確認されていない。	入会権は保持している場合が多い。不利益をこうむる場合もあった。
(d)	草場権は被差別民衆が歴史的に所有してきた固有の権益だった。草場権から派生する商工業に支えられて、比較的安定した生活を維持していた。	豊臣期に皮革業が固有の職業=家職として強制・固定(戦国大名)「えた」身分にのみ与えられた。草場権の範囲は「えた」仲間で決定する。

表Ⅱを次のように補足する。

- ① 近世被差別部落の人々が、農業に携わっていなかったという見解は否定できる。「部落大衆が農民の手放した農地に出作したり、農民よりも安い小作料で進出してゆく」(⑤,p.151) 一方で、「近世部落の内部にも階層分化が進行していた。部落内に富豪が生まれ、他方では、一般村における小前・無高層に相当する階層が生み出されていた。」(⑤,p.153) 賤民身分の中にも階層性が存在した。
- ② 地域差を考慮すべき問題である。しかし、すべての近世被差別部落の人々が悪条件の場所に居住させられたと考えるのは、一面的すぎる。
- ③ 入会権・水利権は認められていた。
- ④ 戦国大名によって皮革業が固有の家職として、強制・固定されていたことは事実である。草場権を固有の権益として所有し、その結果経済的に安定していたことを重視したい。

以上のことをふまえて、経済力の問題を次のように捉える。

近世被差別部落は超歴史的に貧困であったという歴史的事実はない。むしろ、近世においては、経済的に裕福であった事例もあり、階層性が存在した。

第Ⅱ章 近年の部落史研究の整理

本章では、第Ⅰ章で設定した部落史の分析視点の整理を、井岡泰時、奥本武裕、和田幸司による近年の部落史研究の報告をもとに行う。分析視点は、第Ⅰ章で述べたとおり、次の4点である。

被差別身分の成立時期 分裂（分断）支配政策 近世の諸身分と序列 経済力の問題

1 被差別部落の成立時期

井岡は、「起源は今なお確たる結論が出ない困難な問題です。」(⑨,p.2)と述べ、起源を定めることは困難であるとしながらも被差別部落の成立時期について、「多くの被差別部落が遅くとも中世末期には歴史に登場してきている。」(⑨,p.2)と結論づけている。

奥本は、被差別部落の成立時期について、「個々の集落の成立時期を確定することはほとんど不可能であるし、また意味のないことである」(⑩,p.2)ということをも前提として「斃牛馬処理や刑吏などの他の人びとと明確に異なる特有の職能を持ち、近世の穢多村に系譜的に連続する人びとが明確に歴史上の登場する時期としては、鎌倉時代をあげることが妥当だと考えられる。」(⑩,p.2)と結論を述べている。

和田は、被差別部落の成立時期について言及していない。その理由として、現在の部落史研究は、起源論ではなく身分論を中心とした研究が行われているためである。そして、和田は身分論として高木昭作の「社会的分業」説と朝生直弘の「地縁的・職業的共同体」説を相互補完的に捉えることが必要であるとしている。和田の身分について、「近世の身分は中世末期から徐々に形成されてきた社会集団そのものが第一義的に規定し、権力（政治や宗教など）が第二義的に公認していったと考えている。」(⑩,p.5)としている。

被差別部落の成立時期についての3名の研究者の見解を整理すると、表Ⅲ『近年の部落史研究の成果（成立時期）』のとおりとなる。

表Ⅲ 近年の部落史研究の報告（成立時期）

井岡泰時	多くの被差別部落が遅くとも中世末期には歴史に登場してきている。
奥本武裕	斃牛馬処理や刑吏などの他の人びとと明確に異なる特有の職能を持ち、近世の穢多村に系譜的に連続する人びとが明確に歴史上の登場する時期としては、 <u>鎌倉時代</u> をあげることが妥当だと考えられる。
和田幸司	近世の身分は <u>中世末期</u> から徐々に形成されてきた社会集団そのものが第一義的に規定し、権力（政治や宗教など）が第二義的に公認していったと考えている。

（下線部：筆者）

井岡、奥本の見解からは、被差別部落の成立時期は、中世末期と捉えることができる。しかし、和田がその時期を示していないように、被差別部落の成立時期を確定することは現段階では困難である。

仮に、被差別部落の成立時期についてその時期を示すとすれば、次のように表現することができる。

近世の身分は、中世末期から徐々に形成されてきた社会集団そのものが第一義的に規定されていったものである。身分が社会的に醸成していったということを考慮しても、多くの被差別部落も遅くとも中世末期には歴史に登場している。

しかし、被差別部落の成立時期は、現在の部落史研究の成果において確定することはできない。したがって、教科書記述において、被差別部落の成立時期を明確に示すことは適切であるとはいえない。

2 分裂（分断）支配政策

井岡は、身分について、朝尾の論に依拠し「政治的にでも、権力的にでもなく、『社会的に規定』されたものが身分であるというわけです。」(⑨,p.3)と述べている。このことは、筆者が『部落史研究の成果を組み込んだ社会科内容論—近世を中心として—』で示した、「目的的に身分をつくった史実はない」と同義である。また、井岡は民衆の差別意識に関しても、「差別のような集合的な意識・心性は、基本的には社会的に形成されてきたものと理解するべきだろうと考えています。」と述べている。

次に、奥本の分裂（分断）支配政策についての見解である。奥本は、大和国を事例にあげ、「（差別意識が：筆者）幕府や藩の政策が容易に人々の間に浸透したとは考えがたい。」(⑩,p.2)と述べ、次のようにまとめている。

近世中期以降、穢多村に対する差別意識が強くなっていく要因については、政治的権力の政策によるもの

ではなく、地域社会のなかでそのような意識が次第に醸成されていった結果であると理解されなければならない。(⑩,p.2)

両者の見解から、幕府や藩が出した法令は、民衆の分裂(分断)を目的として行った政策ではないことが分かる。つまり、幕府や藩は、民衆の中にある差別意識を利用して、分裂(分断)支配を目的として身分をつくったのではないのである。以上のことから、分裂(分断)支配政策については、次のようにとらえた。

近世中・後期になると、民衆の経済的成長を理由に幕藩権力による差別的な民衆支配が強化された。しかし、近世初期においては、幕府や藩は政治的に民衆を分裂(分断)する意図はなかった。被差別部落への差別意識は、幕府や藩によってつくられたのではなく、地域社会において社会的に醸成され、浸透していった。

3 近世の諸身分と序列

米田豊論文において、近世の諸身分と序列を次のように整理した。

- ① 支配身分として武士が存在し、その中にも階層があった。
- ② 被支配身分として、百姓・町人(職人・商人)・えた・ひにんが存在した。
- ③ 被支配身分の中にも支配層が存在し、階層があった。

山本尚友は、武士の身分について、「基本的身分として支配身分の武士と被支配身分の平人があった。」(⑫,p.371)と述べている。

また、高木昭作は、身分序列について、次のように述べている。

身分序列とは、身分関係の連鎖がひとつの閉鎖的なユニットを形成している身分結合体内部における上下の序列である。(中略:筆者)すなわち身分体系とは、一つの社会ないし国家において諸身分結合体が君主を頂点として上下の層序性をなして体系的に編成されたものである。(⑬,p.140)

このことから、身分間と同様に、身分内にも序列(階層)があることが分かる。非人についても同様のことが言える。塚田孝は、非人内部の階層について、「江戸の非人集団のなかには非人頭や小屋頭、抱非人というような内部階層があり、それらは同じ非人身分であっても、町人との間での利害関係を異にしている。」(⑭,p.8)と述べている。

これらのことから、武士、被支配身分のなかに階層があったことがわかる。したがって、①と③については見直す点がない。

②についてはどうであろうか。奥本は近世身分制について、次のように述べている。

近世身分制については、武士・百姓・町人の3身分を中心的身分とし、そのほかに公家や僧侶・神官などの周縁的身分が存在していたことは今日では、広く共有されている理解となっている。(後略:筆者)(⑩,p.3)

これは、筆者の見解と一致している。また、井岡も、「義務教育段階では、武士・百姓・町人という基本身分をしっかりと把握させるということに徹するべき(後略:筆者)」(⑨,p.4)としている。

しかし、和田は、塚田孝の論を引用して、次のように述べている。

塚田孝氏は「町人と商人を本源的には異質なものと捉えることによって、〈農・工・商〉なのか、〈百姓・町人〉なのかという二者択一の隘路に陥らず、先の高木説(「負担役」「社会的分業」という分析概念:筆者)と朝尾説(「地縁的・職業的身分共同体」という分析概念:筆者)をともにいかすことが可能になったと考える。近世社会の展開によって、本源的形態は大きく変容をとげていくことになるが、そこにおいても、『町人=身分』、『職人=身分』、『商人=身分』についての原理的な把握はいかせるのではないかと、いまのところ考えている」と述べている。(⑩,p.3)

和田は、近世の基本的身分を明確に示していない。それは、上記の塚田の「〈農・工・商〉なのか、〈百姓・町人〉なのかという二者択一の隘路に陥らず」という引用から理解できる。つまり、身分は、身分間、身分内において複雑な階層をなしており、明確には示すことは困難であるということである。このような和田の見解は、以下に示す朝尾直弘の身分制度の変化のイメージと山本の身分の階層性について述べている内容から納得できる。朝尾は身分の変化のイメージについて、次のように述べている。

当初はきわめて複雑な身分関係であったものが、次第に整理されていく、むしろ、均質化されていくというイメージが事実合っているのではないか。(中略:筆者)大名同士から、下は賤民同士の間でいたるまで、同じ枠の中での身分格差がもっと大きく、複雑で、社会的な意味合いも強かったと考えないとよくわからな

いんじゃないか。(⑮,pp.46-47)

また、山本は身分の階層性について、「近世社会においてすべての人間は上下に価値付けられた身分に編成されただけでなく、その各々の身分のなかにも輻輳的に身分がつくられていた。」(⑯,p.362)と述べている。

奥本、井岡、和田、3名の研究者の見解から明らかとなったことは、次の2点である。

- ① 武士・百姓・町人の基本身分があったのは明確である。
- ② 身分を、武士、百姓、町人の基本身分のみで容易に語ることはできない。

被差別民の身分上のとらえ方については、奥本は、次のように述べている。

(前略：筆者)穢多など多様な被差別民をそのような制度的身分として位置づけることが可能か否かということである。というのは、武士・百姓・町人、あるいは神官・僧侶など全国に遍在する身分と異なって、穢多などの被差別民の存在様態は地域によって大きな差異があり、「身分制」と言えるような制度が公的に設定されていたとは考えがたいからである。(⑯,p.3)

つまり、被差別民の存在は地域によって差異がある。身分間、身分内において、身分は輻輳的であり、階層性も存在する。したがって、被差別民を身分として容易に位置づけることが可能かは、今後の課題となる。

以上のことから、現段階における近世の諸身分と序列を、次のようにとらえる。

被支配身分として、百姓・町人が存在した。被支配身分のほかに公家や僧侶・神官などの周辺の身分が存在していた。また、これらの身分とは別に、地域によって差別を受ける人々も存在した。

4 経済力の問題

奥本は、経済力について、次のように述べている。

大和国の穢多村が、他の村々と同様に田畑を所有し、水利権や入会権を持ち、年貢を納入する存在であったことは、奈良県における「部落史の見直し」のなかで早くから議論され、広く認知されてきた(後略：筆者)(⑯,p.3)

また、『奈良の人権教育』のなかでも、次のように述べている。

室町時代の河原者が田地をもち、百姓としての側面をみせていたことはすでに述べた通りです。江戸時代になると、穢多村は田畑を有し、農業用水を使う権利や山林に立ち入る権利など様々な権利をもち、領主に対しては年貢を納めるなどの義務を果たす、つまり周辺の農村と同じような村の一つとして史料のなかに姿をあらわすようになります。(⑯,p.141)

つまり、江戸時代の多くの被差別部落は、周辺の百姓と変わらない経済力があつたのである。さらに、草場権をもつ被差別部落は特別な職能として皮革を扱うことで、周辺以上の経済力をもっていた。このことは、次のように整理している。

前にも述べたように、穢多村は草場とよばれる範囲のなかで斃牛馬を無償で取得していましたが、取得された牛馬の皮革が加工されて履物類など様々な製品に用いられたり、骨・肉などが膠や肥料などとして活用され価値のある商品として流通するようになっていきました。この結果、周辺地域の農業を中心に生活している村々とくらべると、手工業や商いが活発に行われ、多額の現金が扱われる穢多村が出現するようになりました。(⑯,p.147)

これらのことから、経済力については、次のようにとらえる。

近世被差別部落は超歴史的に貧困であったという歴史的事実はない。経済力に関しては、周辺の百姓と変わらない。むしろ、被差別部落は、特別な職能である皮革を扱うことで近世においては、経済的に裕福であった事例もあり、そのなかでも階層性が存在した。

第三章 教科書記述の分析

本章では、部落史研究の成果を組み込んでいると想定される教科書記述の変遷を分析する。

1 教科書記述の変遷

(1) 分析対象の教科書

平成8年度版、平成11年度版、平成23年度版の次の4社の教科書である。

- ① 教育出版
- ② 東京書籍
- ③ 日本文教出版(東京)
- ④ 日本文教出版(大阪)

2 教科書分析

(1) 教科書分析フレームワークの設定

① 被差別部落の成立時期

- i 被差別部落の成立時期についての記述があるか。
- ii 記述があるならば、その内容はどのようなものか。

② 分裂（分断）支配政策

- i 分裂（分断）支配政策についての記述はあるか。
- ii 幕府や藩の諸政策の目的の説明は、次のうちのどちらか。
 - a 人々の差別意識を利用し、民衆を分断することが目的であった。
 - b 幕府、藩の経済的成長が目的であった。

③ 近世の諸身分と序列

- i 次に示す内容の記述があるか。
 - a 支配身分の武士の存在
 - b 被支配身分の百姓・町人
 - c その他の身分としての、公家、僧侶・神官など
 - d 地域によって差別を受ける人々
- ii 身分は幕府や藩が作ったのではなく、社会的に醸成していったことの記述があるか。

④ 経済の問題

- i 「経済力は百姓と変わらない」ことの記述はあるか。
- ii i の理由としてどのような説明がなされているか。

(2) 教科書分析の結果の考察

① 被差別部落の成立時期

被差別部落の成立時期についての記述は、4社すべての教科書において見られなかった。現在、研究の対象は、起源論から身分論に移行している。また、起源に関する史料が少ないことから、被差別部落の成立時期について明確に示すことはできない。

これらのことから、現段階における教科書記述において、成立時期を明確に示さないことは妥当である。

② 分裂（分断）支配政策

分裂（分断）支配政策に関する記述は、どの教科書にも見られなかった。しかし、「武士が世の中を支配する身分」「身分による差別は、武士にとって都合がよいもの」という記述はみられる。教科書に示されたこれらの記述から、分裂（分断）支配政策が行われたという理解にいたる可能性がある。

したがって、武士による支配が形成されていった過程を記述する必要がある。

③ 近世の諸身分と序列

近世の諸身分については、支配身分の武士についての記述がみられるのは3社、被支配身分の百姓、町人についての記述がみられるのは2社であった。その他、基本身分（武士、百姓、町人）の周縁身分である公家、僧侶についての記述は、どの教科書にも見られなかった。一方で、差別された人々についての記述は見られる。しかし、その身分は、地域によって存在する所もあれば、存在しない所もある。このことの説明がなされていないため、差別された人々の身分は全国的に存在するという誤解をまねく。

これらのことから、基本身分の記述と、基本身分の周縁身分の記述が必要である。そして、差別された人々の身分は、全国的にみられるのではなく、局地的であることについての記述が必要である。さらに、身分がどのように形成されてきたかについての説明が必要である。

④ 経済力の問題

経済力についての記述は、どの教科書にもみられなかった。

明治以降、被差別部落が貧困に陥ったという事実から、近世においても被差別部落は貧困であったと認識されがちである。そのような、誤った認識をなくすためにも、近世における被差別部落の経済状態についての記述は不可欠である。

第四章 先行授業実践の分析

本章では、先行授業実践の分析を行う。そして、現在行われている社会科の授業に、近年の部落史研究の成果が組み込まれているかについて分析を行う。

1 分析対象授業

分析のために収集した指導案は、26事例である。この中から、「社会科の授業案であること」「近世を取り扱っていること」を条件にして、16事例を分析対象とした。分析視点は、先の4点である。

2 先行授業実践分析結果の考察

① 被差別部落の成立時期

身分形成についての内容が組み込まれていれば、「被差別部落の成立時期」における実践と判断した。「いつ」、「どのように」、「だれが」など、身分形成にかかわる記述が明確に指導案に見られるかについて分析した。

「被差別部落の成立時期」の内容が組み込まれている実践は、みられなかった。

② 分裂（分断）支配政策

分裂（分断）支配政策については指導案の中に、次のような内容の記述がみられるかどうかで判断した。

- i 幕府や藩は、民衆を支配するために差別された人々の身分をつくった。
- ii 身分の違いによって差別意識を形成し強めていった。

この2点の内容が組み込まれている実践は、1事例であった。その内容は、幕府や藩が分裂（分断）支配政策を目的的に行ったととらえる。ここには、幕府や藩が行った差別政策は、経済的に成長してきた民衆を支配するためのもので、結果として民衆が分断されたという視点が欠落している。

③ 近世の諸身分と序列

学習内容が、江戸時代の身分の構成や身分制について取り扱っているかどうかで判断した。具体的には、支配身分である武士と、被支配身分である百姓、町人との関係、さらには、差別された人々との関係等がみられるかどうかで分析した。このことが組み込まれている事例は、5事例であった。それぞれの内容を示す。

- i 江戸時代の身分制度について漢字四文字で答えさせている。「士農工商」は身分制度ではなく、江戸時代の身分を表すものでもない。本事例は、江戸時代の身分を、百姓、町人、武士、僧侶、差別された人々に分けている。しかし、江戸時代には様々な身分があった。さらに、差別された人々の身分は局地的であり地域によって違いがみられる。これらの点から課題が残る授業である。
- ii 身分の起こりを振り返る授業である。身分は社会的に醸成されていったことを習得させることができない授業である。
- iii 「総ての人々の生活を身分によって定めた」ととらえた授業である。近世の身分は中世末期から徐々に形成されてきた社会集団そのものが第一義的に規定し、権力が第二義的に公認していったという研究成果が組み込まれていない授業である。
- iv 近世の諸身分を具体的な学習内容として組み込んでいない授業である。

④ 経済力の問題

差別された人々の仕事や生活の状況について取り扱っているかどうかで判断した。これに当てはまる実践は、2事例である。それぞれの内容を示す。

- i 本時の目標は、「厳しく差別されてきた人々はどのような生き方をしたのか調べよう」である。学習展開には、「厳しく差別されてきた人々」の仕事について調べる学習活動がなされている。しかし、仕事と人口増加の関係を習得する内容とはなっていない。厳しく差別された人々が様々な職業に従事したために経済状況においても安定し、その結果、人口が増加していったことを習得するまでには至らない。
- ii 「差別されてきた人々」の仕事と人口増加の関係について話し合う学習活動が行われている。しかし、「差別されてきた人々」の経済状況が、人々の生活を支える職能と関係していることを習得するところまでに至っていない。

このように、部落史研究の成果を組み込んでいる授業実践は少なく、授業開発が今後の大きな課題である。

第V章 近年の部落史研究の成果を組み込んだ小学校社会科歴史授業（部落史）の開発

本章では、近年の部落史研究の成果を組み込んだ小学校社会科歴史授業の部落史における授業を開発する。

1 授業開発の視点

授業開発において取り扱う視点は、「被差別部落の成立時期」「分裂（分断）支配政策」「近世の諸身分と序列」「経済力の問題」の4点である。

「被差別部落の成立時期」については、特定することはできない。「分裂（分断）支配政策」については、現在、使用されている教科書において、分裂（分断）支配政策についての記述は見られなくなった。したがって、「近世の諸身分と序列」「経済力の問題」を中心に行う。

近世の諸身分と序列において、江戸時代には基本身分としての、武士、百姓、町人が存在していたことを知る。しかし、実際の江戸時代の身分は、基本身分だけでなく様々な身分の人々が存在していたことを習得する。

次に、経済問題において、近世の諸身分と序列で習得した知識を活用して、「なぜ、人口増加したか」を経済力の視点から探究させる。

2 学習展開

第1時

学習活動	○発問 ◇主な呼びかけ	予想される 児童の反応	指導上の留意点	資料（※） 評価（☆）
江戸時代の身分について知る。	○江戸時代にはどんな身分がありますか。	・武士 ・町人 ・百姓	・本時は基本身分である、武士、百姓、町人を扱う。	※江戸時代の人口割合グラフ
主発問 AからCの挿絵に身分をあてはめよう。				
AからCの挿絵には、どの身分が当てはまるかを予想する。	○AからCの挿絵はそれぞれの身分を表していると思いますか。予想しましょう。	・Aは刀を差している人がいるから武士じゃないかな。 ・Cは田植えをしているから百姓かな。 ・Bは商売をしているんじゃないかな。この人たちは町人かな。	・既習の知識を活用して予想させる。	※身分の様子の挿絵（教科書） A 武士 B 町人（商人） C 百姓
史料を見て、描かれている人々がどの身分かを検証する。	◇ここに3枚の絵図があります。3枚の絵図の中にたくさんの方が描かれています。○人々は何をしていますか。 ○3枚の絵図はどこを描いているのでしょうか。	・田植えをしている人がいるよ。 ・お城の周りの方々は警備をしているのかな。 ・魚市場があるよ。お店がたくさんあるのかな。 ・田植えをしているのは村かな。身分は百姓。 ・お城の周りにはお店がたくさんあるから町かな。この人たちの身分は町人かな。	・江戸時代の人々の様子を時間をかけて確認させる。 ・農業絵図は、村の様子を、江戸図屏風は町の様子を描いていることを確認する。	☆予想ができたか。 ※農業絵図 ※江戸図屏風 ☆資料の解釈ができたか。
本時の課題の答えを確認する。 本時のまとめをする。	○AからCはどの身分を表していますか。 ○武士、百姓、町人について分かったことをまとめましょう。	・Aは武士 ・Bは町人 ・Cは百姓	・それぞれの身分について特徴をまとめながら進める。	☆江戸時代の基本身分である、武士、百姓、町人の特徴を習得することができたか。
<p>【習得させたい分析的知識】 武士は、城の周りに住み、町の警備にあたった。町人は、町に住み、商工業を営んだ。百姓は、村に住み農業をおこなった。</p>				

学習活動	○発問 ◇主な呼びかけ	予想される 児童の反応	指導上の留意点	資料(※) 評価(☆)
前時の学習を振り返る。	◇前の時間に身分について学習しました。 ○武士、百姓、町人にはどのような特徴がありましたか。	・武士は城の周辺に住んでいた。警備をしていた。 ・百姓は村に住み、農業をしていた。 ・町人は町に住んでいた。生活に必要ないろいろなものを売っていた。	・基本身分の武士、百姓、町人について前時に習得した知識を確認する。 ・武士、百姓、町人がそれぞれ、どこに住み、どのような仕事をしてきたかを答えさせる。	

主発問 挿絵①から⑤に描かれている人は武士、百姓、町人のどれでしょう。

<p>予想をする。</p> <p>江戸時代の仕事から検証する。</p> <p>姫路城付近の地図を参考に住む場所から検証する。</p> <p>本時の課題の答えを確認する。</p> <p>本時のまとめをする。</p>	<p>○挿絵①から⑤の身分を予想しましょう。</p> <p>◇この絵には、江戸時代の身分が描かれています。 ○この絵を参考にしそれぞれどの身分か考えてみましょう。</p> <p>○姫路城の近くにはどんな町がありますか。</p> <p>○なぜ、このような町の名前がついたのでしょうか。 ○姫路の町の地図です。町の名前から考えてみましょう。</p> <p>○①から⑤までの身分は武士、百姓、町人のうちどの身分かをまとめましょう。</p>	<p>・①はお坊さん。 ・②は船に乗っているな。漁業かな。 ・町に住んでいないから町人ではないよ。 ③は魚屋かな。ということは町人だよ。 ⑤は薬を売るから町人かな。 ④も魚を売っているから町人だよ。 ・でも、④は町に住んでいるのかなあ。 ①は漁民かな。漁民はどの身分かな。 ・魚町 ・坊主町 ・呉服町 ・農人町</p> <p>・呉服町は、着物を売る人たちが集まっていたからじゃないかな。 ・魚町があるから③と④は町人だよ。 ・でも、④は村にも売りにいくのでないかな。 ・坊主町があるけど、僧は町人なのかな。 ・農人町もある。百姓は村に住んでいたのに。 ・仕事にも住む場所にもうまくあてはまらないよ。 ・①はどれにもあてはまらない。 ・②はどれか決められない。 ・③は町人だよ。 ・④⑤もどれか決められないな。</p>	<p>・身分についての既習の知識を活用して予想をたてさせる。</p> <p>・身分によって住む場所が決められていたことを確認する。</p> <p>・住む場所、仕事と実際の身分のずれに気付かせる。</p> <p>・百姓について補説する。</p> <p>・身分別の人口割合の円グラフから、僧、差別された人々の身分に触れる。</p>	<p>挿絵 ①僧 ②船頭 ③魚屋 ④魚の振売 ⑤薬売り ☆既習の知識を活用して予想することができたか。 ※朝日百科日本の歴史67</p> <p>※姫路城周辺の地図</p> <p>☆資料を読み取り、解釈することができたか。</p>
--	--	--	---	--

【習得させたい分析的知識】

江戸時代の基本身分は、武士、百姓、町人である。しかし、身分は数多く存在し、すべての身分を武士、百姓、町人の基本身分にあてはめることはできない。

第3時

学習活動	○発問 ◇主な呼びかけ	予想される 児童の反応	指導上の留意点	資料(※) 評価(☆)
<p>百姓の生活について知る。</p> <p>百姓の村の人口増減グラフを見て、人口が増えるか減るかの予想をする。 人口は変わらないことを確認する。</p>	<p>○百姓は主にどんな仕事をしていましたか。</p> <p>○この村の人口は増えていくと思いますか。それとも減っていくと思いますか。</p>	<p>・農業です。 ・漁業です。 ・不作の年があったら生活に困るよね。</p> <p>・生活が豊かでないので、減っていくんじゃないかな。 ・少しずつ増えていくのではないかな。 ・横ばい状態だ。</p>	<p>・資料から百姓の生活が豊かでなかったことを読み取らせる。 ・飢饉について説明をする。</p> <p>・人口増減グラフを少しずつ見せることで、予想に対する意欲をもたせる。</p>	<p>※百姓一揆の件数 ☆資料から、当時の百姓の生活について解釈することができたか。 ※江戸時代の百姓の村の人口増減グラフ</p>
<p>主発問 なぜ、百姓の村の人口は変わらないのに、ある村の人口は増えているのだろう。</p>				
<p>ある村とはどの身分の村かを考える。</p> <p>問についての予想をする。</p> <p>史料をもとに問の探究をする。</p> <p>本時のまとめをする。</p>	<p>○この村はどの身分の人の村でしょう。</p> <p>◇この村は差別をされていた人たちの村です。</p> <p>○なぜ、ある村の人口は増えているのでしょうか。</p> <p>◇この絵は、差別されていた人々がしていた仕事です。</p> <p>◇なぜ疑問の答えを書きましょう。</p>	<p>・武士だよ。 ・武士は町に住んでいるのでは。 ・裕福な村の百姓かな。 ・差別をされていたのに人口が増えているんだ。</p> <p>・ある村にたくさんの人が移住してきたのではないかな。 ・こんなにたくさん移住はしないのではないかな。 ・少しずつ増えているよ。 ・土地が広がっていったのではないかな。 ・農業をしているよ。 ・農業以外にもいろいろな仕事をしていたんだね。 ・武士、百姓、町人と同じ仕事がたくさんある。 ・農業だけでないから、米が不作でも暮して行けたのではないかな。</p>	<p>・飢饉が起こった時にも人口が増えていることに気付かせる。 ・人口が増える要因を考えさせると同時に、減らない要因にも目を向けさせる。</p> <p>・差別されていた人々は様々な生業に携わっていたことを読み取らせる。 ・差別されていた人々の仕事は、武士、百姓、町人身分と似ていることに気付かせる。 ・差別されていた人々の仕事は、民衆の生活には欠かせないものであったことに気付かせる。</p>	<p>※ある村の人口増減グラフ</p> <p>☆予想することができたか。</p> <p>※今様職人尽百人一首 ※訓蒙図彙大成 ※人倫訓蒙図彙 ※和漢三才図絵 ※差別されていた人々がたずさわっていた仕事 ※宇治野村かわた職業構成の表</p> <p>☆資料を読み取り、解釈することができたか。</p>
<p>【習得させたい説明的知識】 主な仕事を農業とする百姓は飢饉で生活状態が悪化した。しかし、差別された人々は、農業のほかに履物づくりや、灯心づくりなど、民衆にとって必要な様々な仕事をしていたので、生活は百姓ほど苦しくなかった。そのために、差別された人々の村の人口は増えていった。</p>				

結論

1 研究の成果

研究の成果は、次の2点である。

- (1) 現在の時点における部落史研究の成果を整理することができた。
- (2) (1)の成果を視点にして、現行の小学校社会科の教科書を分析した。その結果、「近世の諸身分と序列」「経済力の問題」については、教科書記述に反映されていないことが明らかとなった。
- (3) (1)の成果を視点にして、先行授業実践を分析した。その結果、近年の部落史研究の成果が組み込まれた先行授業実践は見られないことが明らかとなった。
- (4) 部落史研究の成果である「近世の諸身分と序列」「経済力の問題」を組み込んだ授業モデルを開発することができた。

2 今後の課題

今後の課題は、次の2点である。

- (1) 最新の部落史研究の成果を注視し、教科書記述や授業実践を常に見直すこと。
- (2) 本研究は、授業開発を小学校において行った。今後は、小学校歴史学習と中学校歴史学習を結ぶ体系的なカリキュラムの作成が必要である。また、中学校の授業開発も課題である。学校段階における習得させるべき知識の構造化が不可欠である。

【引用・参考文献】

- ①米田豊『部落史研究の成果を組み込んだ社会科内容論—近世を中心として—』全国社会科教育学会「社会科研究」第44号 1996.3.15
- ②『同和教育の手びき第34集同和教育指導資料集 部落問題学習の充実をめざして—「部落史の見直し」と教育内容の創造—』奈良県教育委員会 1992.3
- ③寺木伸明『被差別部落の起源とは何か』明石書房 1992.11
- ④寺木伸明「近世部落の成立と生活」上田正明編『奈良の部落史に学ぶ』明石書店 1989.12
- ⑤寺木伸明「近世中期の社会状況と『賤民』支配の強化」部落解放研究所編『新編部落の歴史』解放出版社 1993.12
- ⑥畑中敏之『「部落史」を問う』兵庫部落問題研究所 1993.4
- ⑦門田秀夫『新稿同和教育における歴史学習歴史の認識を確かなものに』広島部落解放研究所 1986.12
- ⑧斉藤洋一『身分差別社会の真実』講談社 1995.7
- ⑨井岡康時 研究報告 2012
- ⑩奥本武裕「奈良県における『部落史の見直し』の成果」2012
- ⑪和田幸司『部落史研究の成果を組み込んだ社会科歴史授業の開発—小中学校の歴史教科書の分析と授業開発を中心として—』2012
- ⑫山本尚友『被差別部落史の研究—移行期を中心にして—』岩田書院 1999.12
- ⑬高木昭作『日本近世国家史の研究』岩波書店 1990.7.2
- ⑭塚田孝『近世身分社会の捉え方—山川出版社高校日本史教科書を通して—』部落問題研究所 2012.11.23
- ⑮朝尾直弘『朝尾直弘著作集 第七巻 身分制社会論』岩波書店 2004.2.5
- ⑯矢知多忠一編著『奈良の人権教育』奈良新聞社 2008.12

【付記】

本研究は、共同研究者奈良県立同和问题関係史料センターの井岡康時、奥本武裕、近大姫路大学の和田幸司の3先生の絶大な支援を得て成立している。心から感謝申し上げる。また、学内の共同研究者である兵庫教育大学大学院学校教育研究科院生岩本剛（現たつの市立揖西西小学校教諭）にも、多大の支援をいただいた。重ねて心から感謝申し上げる。

教科書会社		出版年次	
1) 被差別部落の成立時期			
① 成立時期の記述の有無	有		無
② 記述内容			
考察			
	部落史研究の成果が組み込まれている		
2) 分裂（分断）支配政策			
① 分裂（分断）支配政策についての記述	有		無
② 幕府や藩の諸政策の目的の説明	i 民衆の分断が目的 ii 経済的成長が目的 iii 説明なし		
考察			
	部落史研究の成果が組み込まれている		
3) 近世の諸身分と序列			
① 諸身分の記述	支配身分としての武士		
	被支配身分としての百姓・町人		
	その他、公家、僧侶・神官など		
	地域によって差別をうけた人々		
② 身分が成立した事由			
考察			
	部落史研究の成果が組み込まれている		
4) 経済の問題			
① 「経済力は百姓と変わらない」ことの記述	有		無
② ①の説明			
考察			
	部落史研究の成果が組み込まれている		